

議案第9号

大阪市特定個人情報保護条例の一部を改正する条例案

大阪市特定個人情報保護条例（平成27年大阪市条例第89号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「公立大学法人大阪市立大学及び地方独立行政法人大阪市民病院機構」を「地方独立行政法人大阪市民病院機構及び地方独立行政法人大阪市博物館機構」に改める。

第8条の見出しを「(特定個人情報に係る指定管理者等に関する特例)」に改め、同条中「指定管理者」を「指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）」に、「公の施設」を「公の施設（同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。）又は指定管理法人（指定公立国際教育学校等管理法人による大阪市立学校の管理に関する条例（平成28年大阪市条例第108号）第1条に規定する指定管理法人をいう。）が管理する対象学校（同条例第2条に規定する対象学校をいう。）」に改める。

附則第4項及び第6項中「地方独立行政法人大阪市民病院機構」を「地方独立行政法人大阪市博物館機構」に改める。

附則に次の2項を加える。

（公立大学法人大阪の成立に係る経過措置）

- 9 公立大学法人大阪市立大学の保有特定個人情報であって、公立大学法人大阪の成立に伴い公立大学法人大阪市立大学が公立大学法人大阪に引き継ぐ特定個人情報について、公立大学法人大阪の成立の日前にこの条例の規定によって公立大学法人大阪市立大学が行い又は公立大学法人大阪市立大学に対して行われた処分、手続その他の行為がある場合における当該処分、手続その他の行為に係るこの条例の規定の適用については、第2条第3項中「及び地方独立行政法人大阪市博物館機構」とあるのは「、地方独立行政法人大阪市博物館機構及び公立大学法人大阪」と、同条第

6 項中「をいう」とあるのは「及び公立大学法人大阪をいう」とする。

10 前項の場合において、同項に規定する処分、手続その他の行為については、この条例の規定によって公立大学法人大阪が行い又は公立大学法人大阪に対して行われた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条第3項の改正規定並びに附則第4項及び第6項の改正規定並びに附則に2項を加える改正規定の施行期日は、市長が定める。

平成31年2月7日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

公立大学法人大阪及び地方独立行政法人大阪市博物館機構の設立に伴い、保有特定個人情報の範囲を改めるとともに、指定公立国際教育学校等管理法人による公立国際教育学校等の管理が開始されることに伴い、指定公立国際教育学校等管理法人が保有する特定個人情報の取扱い等に関し必要な事項を定めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市特定個人情報保護条例 (抄)

(定 義)

第2条 省 略

2 省 略

3 この条例において「保有特定個人情報」とは、実施機関の職員（公立大学法人大阪市立大学及び地方独立行政法人大阪市民病院機構及び地方独立行政法人大阪市博物館機構の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）第2条第2項に規定する公文書並びに大阪市会事務局（以下「事務局」という。）の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）であって、事務局の職員が組織的に用いるものとして、議長が管理しているもの（官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数のものに販売することを目的として発行されるものを除く。）をいう。）に記録されているものに限る。

4 - 7 省 略

(特定個人情報に係る指定管理者に関する特例)

指定管理者等

第8条 特定個人情報に係る個人情報保護条例第54条の規定の適用については、同条第1項中「第2章第1節」とあるのは「第2章第1節及び大阪市特定個人情報保護条例（平成27年大阪市条例第89号。以下「特定個人情報保護条例」という。）第2章第1節」と、

「

第13条第3項ただし書	認められる	特定実施機関が認める
	この限りでない	特定実施機関に譲り渡さなければならない

」

とあるのは

「

第13条第3項ただし書	認められる	特定実施機関が認める
-------------	-------	------------

	この限りでない	特定実施機関に譲り渡さなければならない
特定個人情報保護条例第6条	実施機関	指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）が管理する公の施設（同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。）又は指定管理法人（指定公立国際教育学校等管理法人による大阪市立学校の管理に関する条例（平成28年大阪市条例第108号）第1条に規定する指定管理法人をいう。）が管理する対象学校（同条例第2条に規定する対象学校をいう。）に係る事務を所掌する実施機関

と、同条第2項中「第4節」とあるのは「第4節並びに特定個人情報保護条例第2章第2節」と、同条第3項中「前項」とあるのは「特定個人情報保護条例第8条の規定により読み替えられた前項」と、同条第4項中「第2項」とあるのは「特定個人情報保護条例第8条の規定により読み替えられた第2項」とする。

附 則

1-3 省 略

（地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の成立に係る経過措置）

- 4 市長の保有特定個人情報であって、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の成立に伴い市長が地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所に引き継ぐ特定個人情報について、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の成立の日前にこの条例の規定によって市長が行い又は市長に対して行われた処分、手続その他の行為がある場合における当該処分、手続その他の行為に

係るこの条例の規定の適用については、第2条第3項中「及び地方独立行政法人大阪市民病院
地方独立行政法人大阪市博物館

機構」とあるのは、「地方独立行政法人大阪市民病院機構及び地方独立行政法人大阪健康安全
機構 地方独立行政法人大阪市博物館機構

基盤研究所」と、同条第6項中「をいう」とあるのは「及び地方独立行政法人大阪健康安全基
盤研究所をいう」とする。

5 省 略

(地方独立行政法人大阪産業技術研究所の成立に係る経過措置)

6 地方独立行政法人大阪市立工業研究所の保有特定個人情報であつて、地方独立行政法人大阪産業技術研究所の成立に伴い地方独立行政法人大阪市立工業研究所が地方独立行政法人大阪産業技術研究所に引き継ぐ特定個人情報について、地方独立行政法人大阪産業技術研究所の成立の日前にこの条例の規定によって地方独立行政法人大阪市立工業研究所が行い又は地方独立行政法人大阪市立工業研究所に対して行われた処分、手続その他の行為がある場合における当該処分、手続その他の行為に係るこの条例の規定の適用については、第2条第3項中「及び地方
地方

独立行政法人大阪市民病院機構」とあるのは、「地方独立行政法人大阪市民病院機構及び地方
独立行政法人大阪市博物館機構 地方独立行政法人大阪市博物館機構

独立行政法人大阪産業技術研究所」と、同条第6項中「をいう」とあるのは「及び地方独立行政
法人大阪産業技術研究所をいう」とする。

7 - 8 省 略

(公立大学法人大阪の成立に係る経過措置)

9 公立大学法人大阪市立大学の保有特定個人情報であつて、公立大学法人大阪の成立に伴い公立大学法人大阪市立大学が公立大学法人大阪に引き継ぐ特定個人情報について、公立大学法人大阪の成立の日前にこの条例の規定によって公立大学法人大阪市立大学が行い又は公立大学法人大阪市立大学に対して行われた処分、手続その他の行為がある場合における当該処分、手続その他の行為に係るこの条例の規定の適用については、第2条第3項中「及び地方独立行政法
人大阪市博物館機構」とあるのは、「地方独立行政法人大阪市博物館機構及び公立大学法人大
阪」と、同条第6項中「をいう」とあるのは「及び公立大学法人大阪をいう」とする。

10 前項の場合において、同項に規定する処分、手続その他の行為については、この条例の規定によって公立大学法人大阪が行い又は公立大学法人大阪に対して行われた処分、手続その他の行為とみなす。

